

平成 22 年 12 月 21 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

交通誘導員 A・B の労務単価の調査について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、毎年国土交通省が発表しております設計労務単価と、我々施工業者が警備会社等に実際に支払っている労務単価との差があまりにも開きすぎているといったことから、去る 10 月 13 日に開催いたしました本会土木委員会と長崎県土木部・農林部との意見交換会において、改善方について要望をお願いいたしました。

県からの回答は、「一般管理費・現場管理費の項目については、多岐にわたっているため、これが積算上どの部分を指しているかという答えはない。」との事でしたが、調査方法にも問題があると思われるが、確認の意味も含めて、実勢単価を調査して欲しいと要望がありました。

つきましては、同誘導員の实勢単価を把握するため、警備会社等への支払い額について調査する事とし、貴支部所属会員へ別添協力依頼文書をホームページに掲載致しましたので、問い合わせ等がございましたら、ご協力頂きますようご指導方よろしくお願い申し上げます。